

独立行政法人日本学生支援機構

インフラ長寿命化計画（行動計画）

令和4年度～令和7年度

令和5年3月

独立行政法人日本学生支援機構

目次

I. はじめに	1
II. 計画の範囲	2
1. 対象施設	2
2. 計画期間	2
III. 対象施設の現状と課題	2
1. 点検・診断の実施状況	2
2. 維持管理等の現状と課題	3
3. 長寿命化実現の現状と課題	3
IV. 中長期的な維持管理等のコストの見直し	3
V. 必要施策に係る取組の方向性	3
1. 点検調査・診断、修繕・改修等	3
2. 基準類の整理	4
3. 情報基盤の整備と活用	4
4. 個別施設計画の策定・推進	4
5. 新技術の導入	4
6. 予算管理	4
7. 体制の構築	5
VI. フォローアップ計画	5
(参考) 対象施設概要	6

I. はじめに

政府全体の取組として、平成 25 年 10 月 4 日、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年 11 月 29 日には、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理等⁽¹⁾の方向性を示す基本的な計画として「インフラ長寿命化基本計画」⁽²⁾（以下「基本計画」という。）が取りまとめられた。

この基本計画に基づき、文部科学省が所管又は管理する施設等の長寿命化⁽³⁾に向けた各設置者における取組を推進するため、平成 27 年 3 月に「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」⁽⁴⁾が取りまとめられ、施設運営型法人⁽⁵⁾が管理する施設も対象施設になった。

このことにより、当機構において所有・管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明確にするため、平成 28 年に「独立行政法人日本学生支援機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下「行動計画」という。）を策定した。

これまでの行動計画は基本計画に示されたロードマップにおいて令和 2 年度までを対象としていた。今般、これまでの取り組みの進捗状況や情報・知見の蓄積状況等を踏まえ、計画の更新を行った。

これまでの行動計画で基本的考え方を継承しつつ、政府全体におけるインフラ長寿命化に係る取組やこれまでの文部科学省の取組、また、対象施設の現状と課題等を踏まえて、当機構はインフラ長寿命化対策のさらなる取組を推進していくものである。

(1) 「維持管理等」

建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けるため、建物や設備の点検・診断を行い、必要に応じて建物の改修や設備の更新等を行うこと。

(2) 「インフラ長寿命化基本計画」

国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理等に係る産業の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に策定された基本計画（平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）。

(3) 「長寿命化」

建物を将来にわたって長く使い続けるため、耐用年数を伸ばすこと。

(4) 「インフラ長寿命化計画（行動計画）」

インフラ長寿命化基本計画において、各インフラを管理・所管する者が、インフラの維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするものとして策定することとされた計画。

(5) 「施設運営型法人」

多数の国民を受け入れることを目的とした施設を有し、法人の主たる業務を実施するために当該施設を運営する独立行政法人。文部科学省が所管する独立行政法人には、本機構を含めて 11 法人が該当する。

II. 計画の範囲

施設の点検調査・診断を行い、その結果等を踏まえた計画を策定し、当該計画に基づいて日常的な修繕や大規模な改修等（以下「修繕・改修等」という。）を継続的に行っていく「メンテナンスサイクル⁽⁶⁾」を構築するとともに、その実行に必要な予算・体制を確保することにより、当機構の業務運営に必要なインフラの機能を維持し、施設の長寿命化を図る必要がある。

1. 対象施設

本行動計画においては、基本計画を踏まえ、国民の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化による維持管理等に係る中長期的な財政支出の低減を図る観点から、当機構が所有・管理する施設のうち、多数の国民を受け入れることを目的した施設である「東京国際交流館」及び「兵庫国際交流会館」の2施設を対象施設とする。

この2施設は、留学生・研究者宿舎等と会議施設を備えた国際的な知的交流の拠点であることから、今後も、外国人留学生等への質の高い生活環境の提供及び国際交流の中核的拠点としての活用を継続できるよう維持管理等を行う。

2. 計画期間

令和4年度から令和7年度までを計画期間とする。なお、特段の事由がある場合には、画期間の途中に見直しを行い、の一部を改定する。

III. 対象施設の現状と課題

1. 点検・診断の実施状況

建築基準法第8条の規定において、建築物の所有者は、建築物の敷地・構造・建築設備を常時適法な状態の維持に努めるよう求められている。

対象施設は、これまで建築基準法第8条等関係法令に定める定期点検を行うとともに、台風・集中豪雨・地震等の直後には、必要に応じてその都度点検を実施することとしている。

⁽⁶⁾ 「メンテナンスサイクル」

定期的な点検調査・診断により施設の状態を把握し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組みを通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用する一連の取組みを継続的に実施すること。

2. 維持管理等の現状と課題

東京国際交流館は竣工後 21 年、兵庫国際交流会館は竣工後 23 年が経過しているが、これまでの維持管理等については、実際に不具合が発生した後に修繕・改修等を行う事後保全により対応している。

そのため、適切な時期に計画的に修繕・改修等を実施し、維持管理等を行っていくことが重要である。

3. 長寿命化実現の現状と課題

建築・機械設備・電気設備については、一般的に築 25 年前後を目安として大規模修繕工事を計画・実施することになる。本行動計画における対象施設は、竣工後 21 年から 23 年の経年であり、その時期には到っていないが、現下の厳しい財政状況の中、建築物の長寿命化を着実に実施していくためには、トータルコストの縮減、予算の平準化に配慮しつつ、適切な時期に修繕・改修等のための計画を立案し、計画的に対策に取り組んでいく必要がある。

IV. 中長期的な維持管理等のコストの見通し

1. 今後の維持管理に係るコストについては文部科学省が公表しているインフラ維持管理更新費の見通しから試算した維持管理費を、計画期間の維持管理に関する必要コストと位置付ける。

2. 順次コストの見直しを行い、中期計画に見合った修繕・改修等の中長期計画を策定する。

V. 必要施策に係る取組の方向性

1. 点検調査・診断、修繕・改修等

施設の基礎情報となる老朽化の状況については、対象施設を定期的に点検調査・診断することにより正確に把握することに努める。

維持管理等については、建築基準法第 8 条及び第 12 条並びに関連政省令・告示等において規定又は義務付けられている定期点検等を引き続き実施する。

2. 基準類の整理

施設の維持管理等については、関係法令等に基づくものとする。

また、施設の維持管理等に係る取組を通じて得られた知見やノウハウについては、それらを蓄積し、業務の実施に反映させるとともに、関係部局に周知徹底する。

3. 情報基盤の整備と活用

施設の点検調査・診断の結果を踏まえつつ、その後の対応状況等を記録し、当該情報を関係部局で共有することで、計画的な維持管理等の実施に活用していく。

4. 個別施設計画⁽⁷⁾の策定・推進

対象施設の各棟において、点検調査・診断の結果を踏まえて、個別施設毎に個別施設計画を平成 30 年度に策定した。

各施設の具体的な対応方針は継承しつつ、これまでの取り組みを反映した計画の見直しを竣工後 25 年経過までに行い、さらなる取組を推進していく。

5. 新技術の導入

建築物に関する新技術や手法については、これまでもその有用性を検討した上で導入してきたところである。

今後も維持管理等に関する新技術や長寿命化に資する材料・工法の導入については、安全に対する信頼性や作業の効率化、経済性を考慮しつつ、検討していく。

6. 予算管理

費用対効果や緊急性を考慮して、将来必要となる費用全体を見通しながら、実施する修繕・改修等の優先順位を検討する。また、省エネルギー性を高めるための必要な対策を計画的に実施していく。

さらに、個別施設計画に基づき、管理施設の長寿命化を着実に進めることができるよう、メンテナンスサイクルの構築、トータルコストの縮減、予算の平準化に努めつつ、必要な予算の安定的な確保に努める。

⁽⁷⁾「個別施設計画」

インフラ長寿命化基本計画において、各インフラの管理者が、個別施設毎の具体的な対応方針を定めるものとして策定することとされた計画。

7. 体制の構築

必要なインフラ機能を維持するためには、一定の技術力を持った人材を確保することが不可欠であり、施設の維持管理等に必要な職員を適切に配置するとともに、研修・講習会等の積極的な参加により、職員の技術力の向上・確保に努める。

また、専門分野に関する部分については、外部委託等を活用して効率的な運用を図る。

VI. フォローアップ計画

対象施設の劣化状況や今後必要になる対策等の状況に応じて、課題の整理と解決方法等の検討を行う。

個別施設計画に記載される対策費用等の必要な情報を把握の上、適切に見直し、中長期的な維持管理等のコストの見通しを推定する。

(参考) 対象施設概要

対象施設 1	東京国際交流館		
建物名	プラザ平成	单身用A棟	单身用B棟
所在地	東京都江東区青海 2-79	東京都江東区青海 2-79	東京都江東区青海 2-79
用途	事務所・会議施設	留学生・研究者宿舎	留学生・研究者宿舎
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
規模	地下1階 地上6階	地下1階 地上14階	地下1階 地上14階
建築年月	2001年3月	2001年3月	2001年3月
敷地面積	7,537.93 m ²	5,508.78 m ²	6,249.03 m ²
建築面積	4,351.63 m ²	1,877.93 m ²	1,887.12 m ²
延床面積	16,893.62 m ²	18,118.42 m ²	14,092.74 m ²
対象施設 1	東京国際交流館		
建物名	夫婦・家族用C棟	夫婦・家族用D棟	合計
所在地	東京都江東区青海 2-79	東京都江東区青海 2-79	東京都江東区青海 2-79
用途	留学生・研究者宿舎	留学生・研究者宿舎	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
規模	地下1階 地上11階	地下1階 地上11階	
建築年月	2001年3月	2001年3月	
敷地面積	7,288.37 m ²	6,401.61 m ²	32,985.72 m ²
建築面積	1,595.12 m ²	1,364.39 m ²	11,076.19 m ²
延床面積	16,639.89 m ²	11,263.60 m ²	77,008.27 m ²

対象施設 2	兵庫国際交流会館		
建物名	管理棟	单身棟	夫婦棟
所在地	兵庫県神戸市中央区脇浜町 1-2-8	兵庫県神戸市中央区脇浜町 1-2-8	兵庫県神戸市中央区脇浜町 1-2-8
用途	事務所・会議施設	留学生宿舎	留学生宿舎
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
規模	地下0階 地上4階	地下0階 地上9階	地下0階 地上9階
建築年月	1999年3月	1999年3月	1999年3月
敷地面積	4,123.60 m ²		
建築面積	2,048.60 m ²		
延床面積	3,509.27 m ²	7,053.04 m ²	
	10,562.31 m ²		

以上